

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 当地域における災害リスク

当地域における立地の特性として、福井県の中央、日本海側に位置し、従来から港湾都市としての機能を有している。市内中央には2級河川の「笙の川」が流れており、又、地勢の約8割が山間部であり、海岸部には原子力発電所（廃炉含む）が数多く立地している。

これらの立地状況を踏まえ、敦賀市が公開する「ハザードマップ」や、防災科学技術研究所が公開する「確率論的地震動予測地図」等を基に、災害情報を整理した当地域における災害リスクは以下の通りである。

①地震による災害リスク

「確率論的地震動予測地図」によると、市街地を中心に、震度5強以上の地震が今後30年間で26%から100%の範囲での確率で発生すると予測されている。

又、敦賀市の地域防災計画に基づく被害想定は、直下型地震として市域に多大な被害を及ぼすと予想される敦賀断層及び柳ヶ瀬断層により発生する地震を想定しており、海溝型地震は想定していない。

尚、被害想定（想定断層：敦賀断層、震度分布：震度5強～7）としては、建物被害が全壊・半壊15,777棟、人的被害が罹災者38,200人、避難者11,500人と予測されている。

②洪水による災害リスク

ハザードマップによると、市街地中央を流れる「笙の川」一帯は、洪水時の浸水が想定されるエリアになっている。左岸側の新市街地を含め、市街地の中心部で1.0mから2.0mの浸水が想定されており、0.5m未満のエリアを含めると既成市街地の多くの地域で浸水被害が発生するリスクがある。

又、敦賀商工会議所が立地する中心市街地においては、ほとんどの地域が0.5m未満もしくは1.0m未満の想定であるが、敦賀駅周辺など一部エリアは1.0m以上2.0m未満の浸水が想定されている。

特にここ最近では、令和4年8月の豪雨により、「笙の川」の水位が一時氾濫危険水位を超えるなどし、幸いにも大きな災害には至らなかったものの、近年各地で発生している豪雨災害をみると、敦賀市においても警戒が必要である。

③土砂災害による災害リスク

ハザードマップによると、市域の8割を占める山間部を中心に、土石流や急傾斜地の崩壊、地滑りなどの土砂災害が発生するリスクがあり、市内全域で755箇所の土砂災害警戒区域が指定されている（令和6年12月現在）。

又、市街地においては、都市計画上の商業地域を含む東郷地区や工業地域を含む中郷地区一帯で土石流や急傾斜地の崩壊等が予測される為、土砂災害警戒区域に指定されている。

尚、敦賀商工会議所が立地する中心市街地においては、土砂災害が発生するリスクは少ないが、北地区や南地区の山際の一部地域は、急傾斜地の崩壊等の警戒区域が指定されている。

④津波による災害リスク

ハザードマップによると、市街地の沿岸部において、1.0mから2.0mの浸水が想定されているものの、市街地の内地の方までは想定されていない。

⑤豪雪による災害リスク

当地域は、国の豪雪地域に指定され、過去にも多くの豪雪災害が発生しており、ここ最近では令和3年1月の豪雪により、交通網のマヒや、物流停止、建物等の破損等、事業者の営業活動に大きな影響を及ぼすなど警戒が必要である。

⑥海上での災害リスク

平成9年1月には、敦賀湾において「ロシアタンカー重油流出事故」が発生するなど、自然災害以外にも人的要因の災害も発生しており、港湾関連の事業者が多い当地域にとっては警戒が必要である。

⑦感染症によるリスク

令和2年1月には、新型コロナウイルス感染症の影響により、当地域に限らず事業活動が大きく制約された。今後も新たな感染症の発生や再流行のリスクがあり、特に港湾都市である敦賀市では国内外からの人や物の往来が多いため、感染症の侵入や拡大に注意が必要である。

⑧原子力による災害リスク

敦賀市には、日本原電敦賀発電所1,2号機はじめ、多くの原子力発電所が立地しており、万が一、原子力発電所の事故が発生し、放射性物質が環境中に放出された場合、周辺地域の住民は避難を余儀なくされ、最悪の場合、長期的な避難措置が必要となる等のリスクを抱えている。

国の原子力規制委員会は、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故と国際基準を踏まえ、「原子力災害対策重点区域」(※)として、原子力発電所から半径概ね5kmを「予防的防護措置を準備する区域(PAZ)(※)」、半径概ね5～30kmを「緊急的防護措置を準備する区域(UPZ)(※)」と設定している。

又、国民保護事案(テロやミサイルによる武力攻撃など)についても警戒が必要である。

【参考】「原子力災害対策重点区域」について(令和6年12月現在)

発電所名	稼働状況	PAZ (概ね5km圏内)	UPZ (概ね5～30km圏内)
敦賀発電所1号機	廃止措置中	立石・浦底・色浜・手・白木	左記の5区を除く市内全域
敦賀発電所2号機	停止中		
新型転換炉原型炉ふげん	廃止措置中		
高速増殖原型炉もんじゅ	廃止措置中	立石・浦底・色浜・白木	左記の4区を除く市内全域
美浜発電所1号機	廃止措置中	白木	白木を除く市内全域
美浜発電所2号機	廃止措置中		
美浜発電所3号機	運転中		

※原子力災害対策重点区域

原子力防災資機材や環境モニタリング設備、通信連絡設備の整備、避難対策の確立等の原子力対策を重点的に実施すべき地域。

※予防的防護措置を準備する区域(PAZ)

発電所から概ね半径5km圏内。原子力発電所において、特定の事故事象が発生した時に、事故の急速な進展を想定し、放射性物質が環境中に放出される前から、直ちに予防的な避難等を準備する区域。

※緊急的防護措置を準備する区域(UPZ)

発電所から半径5～30km圏内。原子力発電所で発生した事故が急速に進展する可能性等を踏まえ、緊急時における判断及び防護措置の基準に基づき、屋内退避や避難を準備する区域。

(2) 商工業者の状況

敦賀市都市計画に基づき事業所が分布しているが、業種別に下記のような特徴を有する。

[令和3年経済センサス活動調査を基に集計]

業種	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況
卸売・小売業	763	593	特に市街地(※)に集中し分布している ※中心市街地及び新商業集積地域(中央町及び木崎周辺のエリア)
飲食業・宿泊業	498	417	
サービス業	958	725	
不動産業	133	119	
金融・保険業	56	35	
製造業	165	130	苧生野地区には産業団地が区画整備され、製造業大手4社の工場が立地 田結地区においても第2産業団地として主に製造業・運送業の事業所が立地
建設業	465	412	市内全域に広く分布している
運輸業	104	45	
情報通信業	23	18	
電気・ガス・熱供給・水道業	9	4	原子力発電所が敦賀半島(明神町)に複数立地する
農林漁業	10	5	特に山間部や沿岸部に集中し分布している
合計	3,184	2,503	

(3) これまでの防災・減災に関する取組み

①「敦賀市」の取組み

i) 地域防災計画の策定・見直し

- ・本計画は敦賀市における災害対策を定めており、風水害対応等の経験や全国的な災害の教訓、国・県の防災計画の改定等を踏まえ、適宜、見直しを行っている。

ii) 防災用品等の備蓄

- ・災害時に避難者に提供する食料・水、避難所運営や応急対策活動等で必要となる各種資機材について、敦賀市の備蓄目標に基づき、段階的に整備を行っている。

iii) 防災知識の普及啓発

・出前講座

敦賀市職員が地域や企業・団体等に出向き、防災の基礎知識、地域や家庭でできる災害への備えなど市民が関心のあるテーマで講座を行っている。

・地域防災リーダー研修会

毎年1回、区長や女性防火クラブ会員、防災士など地域の防災リーダーを対象に、外部から講師を呼び、より専門的な防災研修を行っている。

- ・防災週間に合わせた防災用品展示会
8月30日から9月5日までの防災週間に合わせた取組みとして、市役所や市内商業施設に防災用品等を展示し、防災啓発を行っている。
- ・災害時の情報伝達手段の普及促進
敦賀市からの緊急情報などを自動起動でお知らせする防災ラジオ（防災情報受信機）の無償貸与や、携帯電話やパソコンにメールでお知らせするトンボメール等の登録促進を行っている。
- ・地域防災マップ作成支援事業
地域の災害情報（ハザードマップの情報）や過去に被害のあった箇所、最寄りの避難場所、地域の防災体制などについて住民同士で話し合い、実際に地域を歩きながら作り上げる地域独自の防災マップの作成支援を行っている。

iv) 防災訓練の実施

- ・敦賀市総合防災訓練
市民や市職員の防災力向上、市・防災関係機関の連携強化を目的に、2年に1回開催しており、市内4ブロック（北・南・東浦地区、西・松原・西浦地区、栗野地区、東郷、中郷・愛発地区）持ち回りで住民参加型の訓練を行っている。
- ・地域の防災訓練への協力
各区が企画・実施する防災訓練を支援するため、訓練に関する助言や、市の備蓄食料の提供、防災資機材の貸与などを行っている。

②「敦賀商工会議所」の取組み

i) 事業者の災害対策及び事業継続計画等の策定に係る支援

- ・東日本大震災や近年の大規模災害を教訓に、防災・減災に向けたセミナーや相談会を開催し、事業者の自然災害等に備えた対策や、「事業継続計画（BCP）」や「事業継続力強化計画」等の計画策定を促している。

ii) 事業者の災害対策等の取組みに関する状況把握

- ・市内事業者を対象に、災害対策への取組み状況や事業継続計画の策定状況等についての簡易的なアンケート調査を継続的に実施し、それらの状況把握を行っている。

iii) 災害時における被害状況の把握及び「相談窓口」の設置

- ・当地域において、台風や大雪等の災害が発生した場合には、随時事業者への電話による聞き取り調査や、巡回による目視調査を実施。又、福井県や敦賀市が公開する災害情報を閲覧し、被害状況の把握を行っている。尚、状況に合わせて、「相談窓口」を設置して、市内企業への支援を行っている。

iv) 事業者の防災・減災に関する普及啓発活動の実施

- ・事業者に対し、防災・減災に関する意識を高めてもらう為、定期的に防災対策や備蓄品リスト等を掲載した「防災対策ガイドブック」を作成・配布し、普及啓発を行っている。

v) 保険会社との連携

- ・損保会社や生保会社と連携し、災害が発生した際の休業損失や、業務中・業務外での従業員への補償など、災害に備えた共済、損害保険への加入促進を行っている。

II 課題

①事業者の災害リスクに対する意識不足

- ・敦賀商工会議所が実施した災害対策等の取組みに関する調査において、市内事業者の事業継続計画（BCP）の策定状況は僅か 11.6%と、災害対策に対する意識は極めて低い状況である。
- ・事業継続力強化に係る取組みの重要性について、一刻も早く、普及啓発を進める必要がある。

②緊急時における連携体制の未構築

- ・敦賀市地域防災計画では、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定（地方）公共機関、公共団体等、防災上必要な施設の管理者が対応すべき業務や、災害対策における役割について記されているが、地域事業者の経済活動を守る商工会議所の役割が明確になっていない。

③事業者への事業継続力強化支援にあたっての支援体制の未構築

- ・事業者への支援を行っていくにあたり、平時における災害リスク周知や災害対策、事業継続計画等の計画策定に向けた支援に必要な知識・情報が不足しており、職員間における情報共有についても充分になされていない。
- ・緊急時における応急対応や復旧・復興対応については、これまで具体的なマニュアル整備や訓練等を行っておらず、支援体制が未構築の状況である。
- ・人員数においても、既存の体制では充分と言えない為、今後は外部連携等を図りながら課題解決していくことが求められる。
- ・災害発生時等の緊急時においては、相談が集中することが予測される為、必要に応じて他地域からの支援人員応援等の要請をする為の体制構築が必要である。

III 目標

①事業者の災害リスクに対する事業継続力強化への取組み促進

- ・市内事業者の災害リスクに対する危機管理意識が極めて低い現状を踏まえ、今後は災害対策等の事業継続力強化に向けた取組みの必要性について普及啓発を計画的且つ強力に進める。
- ・「事業継続計画」や「事業継続力強化計画」の策定支援を行い、災害リスクに対する具体的な対策を講じてもらい、PDCA サイクルで定期的な計画のブラッシュアップを支援する。
(目標値は以下の通り)

<事業者の「事業継続計画（BCP）」及び「事業継続力強化計画」の策定件数（目標値）>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業継続計画 (BCP) ※1	250件	300件	350件	400件	450件
内、事業継続力 強化計画 ※2 (現状30件)	40件	50件	60件	70件	80件
BCP策定率 (現状11.6%)	15%	18%	21%	24%	27%

(※1) 事業継続計画（BCP）とは

災害などの緊急事態が発生した時に、企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図る為の計画。

(※2) 事業継続力強化計画とは

中小企業が自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取り組みを計画し、経済産業大臣からの認定を受けるもの。

②緊急時における連携体制の構築

- ・敦賀市地域防災計画では、緊急時においてそれぞれの関係機関が、対処すべき業務内容について定められており、災害対策の実施において、相互に密接な連携を図るものとされている。商工会議所の役割も明記されており、特に事業者支援にあたっての連携体制を更に強化していく必要がある。
- ・今後も、敦賀商工会議所、敦賀市、福井県、関係機関との間で、被災事業者の被害情報の共有や、必要な支援策の検討等を行い、緊急時において速やかな対応が行えるよう平時から連携体制を構築していく。

③事業者への事業継続力強化支援に向けた支援体制の強化

- ・支援者側の平時や緊急時における支援体制が充分とは言えない状況である為、今後は平時の災害リスク周知や災害対策、事業継続計画等の計画策定支援に必要なノウハウ（※）の蓄積や、職員間における情報共有の方法について整備し、支援体制の強化を図る。
- ・緊急時における応急対応や復旧・復興対応については、支援の中でも重要性の高い部分であると言える為、支援マニュアルの整備や、定期的に訓練等を実施し、支援体制の強化を図る。
- ・人員面における課題に対しては、組織内の体制構築に加え、外部連携や協力要請等の体制を事前に構築し、あらゆる面での支援体制の強化を図る。
(具体的な方法等については、後述の事業継続力強化支援事業の内容に記載)

※支援に必要なノウハウ

- ✓ 地域における災害リスクの情報（ハザードマップの見方・活用方法）
- ✓ 事業継続計画等の計画策定に関するノウハウ
- ✓ 活用できる国・県・市等の施策情報 等

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

前項の目標達成に向け、敦賀商工会議所と敦賀市が連携し、市内小規模事業者の自然災害等への事前の備えや、事後のいち早い復旧等の事業継続力強化に向けた取組みに対し、詳細な役割分担等を整理し、以下の支援を行う。支援の構成については、下記のフレームワークに分類し実施する。

[フレームワーク]

- I 事前（平時）からの対策
- II 自然災害等発災後の対策
- III 発災時における指示命令系統・連絡体制
- IV 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援
- V 地区内小規模事業者に対する復旧・復興支援
- VI 被害規模が大きい場合の県内他地域との協力

I 事前（平時）からの対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①巡回・窓口による個別指導

- ・事業者に対し、敦賀商工会議所職員が巡回・窓口による相談時に、敦賀市の各種「ハザードマップ」(※)や、国（文部科学省：地震調査研究推進本部事務局）の「全国地震動予測地図」等を用いながら、事業所立地場所における自然災害等のリスクや、その影響を軽減する為の取組み、対策方法（損害保険加入、建物の耐震補強、データ管理等）について周知・指導を行う。
- ・「事業継続計画」や「事業継続力強化計画」策定の必要性、従業員の危機管理意識向上に向けた取組み等の指導及び助言を行う。
- ・職員のみで対応できない高度な支援については、外部専門家(※)と連携し、より濃密な支援を実施する。

（合せて、後述の②③④に記載の手段により普及啓発を行う）

※敦賀市が公開しているハザードマップ・防災媒体 等

- | | |
|---------------|----------------|
| ✓ 地震防災マップ | ✓ 洪水ハザードマップ |
| ✓ 土砂災害ハザードマップ | ✓ 津波ハザードマップ |
| ✓ 防災ハンドブック | ✓ 原子力防災パンフレット |
| ✓ 指定避難所一覧 | ✓ 指定緊急避難場所一覧 等 |

※外部専門家（予定）

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ✓ 東京海上日動火災保険(株) | (災害対策全般、損害保険概要 等) |
| ✓ 損害保険ジャパン(株) | (〃) |
| ✓ (一社)福井県中小企業診断士協会 | |

②セミナー・相談会を通じた普及啓発

- ・事業継続力強化の取組みに関する有識者を講師としたセミナーや相談会を開催し、当地域における災害リスクの周知や、災害対策の取組み事例、事業者 BCP・事業継続力強化計画の策定方法、行政（国、県、市）の施策紹介等の説明を行う。

○開催回数 セミナー・相談会（年1回）

③リーフレットの作製・配布による普及啓発

- ・これまで事業者に対し、防災・減災に関する意識を高めてもらう為、企業防災の考え方や備蓄品リスト等を掲載した「防災対策ガイドブック」を作成・配布してきたが、今後も定期的にハザードマップや災害対策、BCP の必要性などを掲載したリーフレットを作成・配布し、事業者側の防災意識向上を図っていく。

④各種媒体を活用した普及啓発

- ・敦賀商工会議所の会報（年 11 回発行）、ホームページ、メールマガジン、公式 LINE 等を通じて、事業継続力強化取組みの必要性や、国、県、市が取組む施策の紹介、損害保険の概要の紹介等、幅広く周知を行う。

⑤緊急時における災害リスクへの注意喚起

- ・台風や大雪、豪雨等、事前に大規模な被害が想定される場合には、福井県が管理する情報を基に、敦賀商工会議所や敦賀市のホームページをはじめ、敦賀商工会議所の一斉 FAX、メーリングリスト、公式 LINE 等を活用し、地域内の事業者に対し、防災・減災に向けた事前の注意喚起を行う。又、必要に応じて広報車の巡回による現場での周知を行う。

(2) 敦賀商工会議所「事業継続計画（BCP）」の策定及び運用

- ・事業者への事業継続力強化支援や、緊急時における復旧・復興支援機能の維持を図る為、敦賀商工会議所「事業継続計画（BCP）」今年度も更新し、常時活用できるよう訓練を行い、運用する。 ・ ・ ・ 当該計画内容については別添参照

(3) 関係団体等との連携

①平時における支援体制強化に向けた連携

- ・災害リスクや事業継続力強化の必要性等の周知に向けたセミナーにおける講師や、平時における個別指導等において、外部専門家（※）と連携し、より濃密な支援を実施する。
- ・事業者の事業継続力強化に向けた設備投資等の資金調達支援については、地元金融機関や、政府系金融機関と連携し支援を行う。

<再掲>

※外部専門家（予定）

- ✓ 東京海上日動火災保険(株) (災害対策全般、損害保険概要 等)
- ✓ 損害保険ジャパン(株) (" ")
- ✓ (一社)福井県中小企業診断士協会

(参考)

- ・東京海上日動火災保険(株)については、平成 28 年 11 月に「福井県商工会議所連合会」と連携協定を締結し、企業支援に深く関与していくこととなっている。
- 協定の内容・・・事業継続計画の策定支援、中小企業の経営力向上に向けた支援 等
- ・損害保険ジャパン(株)については、令和 6 年 5 月に敦賀市と「防災協定」を締結し、災害時におけるドローンでの物資輸送や、防災教室の実施、被害状況の調査協力など、地域の防災力アップに深く関与していくこととなっている。
- 協定の内容・・・ドローンを活用した物資輸送、防災教室実施、被害状況の調査協力 等

②災害発生時等の緊急時における支援機能維持の為の連携

- ・災害発生時等の緊急時には、事業者からの相談が集中する為、下記記載の通り必要に応じて他地域の商工会議所からの支援人員応援等の要請を行い、支援体制の強化を図る。
- ・事業者の復旧・復興の為に必要な資金調達については、平時同様、(株)日本政策金融公庫や、地元金融機関と連携し支援を行う。

- 敦賀市のみが被災した場合
福井県商工会議所連合会を通じて、県内他地域の商工会議所に支援人員応援の要請
- 福井県全体が被災した場合
日本商工会議所を通じて、県外他地域の商工会議所に支援人員応援の要請

(4) フォローアップ

- ・「事業継続計画」や「事業継続力強化計画」の策定を行う（行う予定）事業者を定期的に巡回し、計画策定の進捗状況や、事業者の身の丈にあった計画になっているか等の確認を行い、計画見直し等の指導・助言を行う。
- フォローアップ件数：1事業者につき年3回程度

(5) 当該支援計画に係る訓練の実施

- ・敦賀商工会議所、敦賀市、福井県との間における、連絡ルートの確認等を行う為、実際に自然災害が発生したと想定し、当該支援計画に係る指定避難先への連絡等の訓練を実施する。
- ・具体的な連絡手段等については、後述（発災時における指示命令系統・連絡体制）の通り。
- 実施回数：年1回（必要に応じて調整）

(6) 事業者への災害対策への取組み状況等に関する調査の実施（継続）

①アンケート調査の実施

- ・今後も引き続き、市内事業者を対象としたアンケート調査を年1回実施し、災害対策への取組み状況や、事業継続計画等の計画策定状況、支援ニーズ等について内容を分析し、事業者への支援施策の検討や周知に活用する。

②経営相談時におけるヒアリング調査

- ・敦賀商工会議所の経営指導員等が事業者から経営相談を行う際に、事業継続力強化に向けた取組み状況や支援ニーズ等についてヒアリング調査を行い、支援に繋げる。

II 自然災害等発災後の対策

- ・自然災害等発生による緊急時には、支援にあたる職員の安否確認を行い、応急対策の対応可否の確認を行った上で、応急対策の方法等、方針を決定し、関係機関への連絡や、事業者への支援を行う。

(1) 応急対策等対応可否の確認

①職員の安否確認

- ・敦賀商工会議所「事業継続計画（BCP）」に基づき、発災後6時間以内に、職員（敦賀商工会議所・敦賀市）の安否確認を行い、業務従事の可否等の状況把握を行う。取りまとめた情報については、敦賀商工会議所と敦賀市相互間で報告を行い、後に述べる方針決定の判断材料とする。
- 安否確認方法
 - 予め、敦賀商工会議所と敦賀市の職員の携帯電話やEメール等を記載した緊急連絡網を作成し、安否確認を行う。

②市内事業者等の被害状況把握

- ・市内事業者の建物・設備や周辺施設、交通網やライフライン等のインフラ被災状況等について、敦賀商工会議所と敦賀市が連携して大まかな被害状況等を調査し、敦賀商工会議所、敦賀市、福井県との間で情報共有する。
- ・インフラ状況等の被害状況の把握が困難なものについては、主に敦賀市が調査し、敦賀商工会議所に情報を伝達する。

○被害状況の確認方法について

- 危険がないと判断した場合は、巡回による事業所及び周辺の施設・インフラ等の目視確認(日中)
- 電話等の通信機能が正常の場合は、状況を見て事業者への聞き取り調査を実施(日中)
- 夜間や勤務時間外に自然災害が発生し、職員が集結していない場合には、マスメディアやラジオ等により情報収集を行い、先に述べた緊急連絡網を活用し、今後の対応を協議する。

○確認した被害情報の共有について

- ・事業者には被害がある場合は、大まかな被害情報(事業所名、所在地、物的被害状況、事業継続の可否)を確認し、災害発生から概ね24時間以内に情報共有を行う。

[物的被害規模の目安]

大規模な被害	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
軽微な被害	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

[敦賀商工会議所と敦賀市間における被害情報等の情報共有の頻度]

発災後～5日間	1日2回(9時、16時現在)
発災後6日以降	1日1回(9時現在)

※激甚災害指定の可能性のある大規模な被害がある場合は、被害額(事業の再建に必要なおおよその推計額)について、概ね1週間以内に情報共有を行う。

(2) 応急対策の方針決定

- ・敦賀商工会議所と敦賀市との間で、職員の安否確認による業務従事の可否や、大まかな被害状況・被害規模の状況を整理し把握した上で、応急対策の方針を決定する。

①応急対策が可能と判断した場合

- ・敦賀商工会議所「事業継続計画」に基づき、業務従事が可能な職員は、指定した場所（敦賀商工会館が被災した場合も想定）、指定した時間に集結し、更なる被害状況の情報収集や、支援方法・役割分担等について協議を行う。

②応急対応が不可能と判断した場合

- ・市内の被害状況が甚大であり、職員による応急対応ができないと判断した場合は、避難勧告など避難に関する情報の解除等、対応が可能であると判断できる時（※）まで、出勤せず自宅待機とし、職員自身の安全確保を優先する。

※マスメディアやラジオ等により被害状況等の情報収集を行い、対応が可能であると判断した場合に、緊急連絡網により職員間で連絡を取り集結する。

※原子力災害（原発事故による放射性物質の放出）等、激甚災害が発生した場合には、本支援計画における応急対応は不可能と見なし、事態が収束するまでは、国の「防災基本計画」や「原子力災害対策指針」、又、敦賀市の「原子力災害住民避難計画」に従い、職員の安全確保を優先することとする。

Ⅲ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内事業者の被害情報等を、敦賀商工会議所、敦賀市、福井県との間で迅速且つ正確に報告し、指示命令を円滑に行う為の連絡体制を構築する。

①被害状況の確認方法・被害額の算定方法

- ・下記のヒアリングシートに基づき、敦賀商工会議所職員が事業者への聞き取り調査、目視調査を行い、被害状況や事業継続の可否等について確認し、情報整理を行う。

(ヒアリングシート)

事業者名	地区名	業種	従業員数	被害額	被害状況	事業継続の可否
〇〇商店	■ ■	小売業	〇人	〇〇万円	建物全壊、浸水により商品在庫(〇〇万円)が毀損した	不可能
株式会社▼▼	■ ■	飲食業	▼人	不明	建物一部損壊(床下浸水)、〇月〇日時点で被害額は不明	可能
■ ■株式会社	△△	金属加工業	■人	■ ■万円	建物床上浸水(1.5m)、浸水によりコンプレッサー破損(修理に〇〇万円要する)	不可能
△△株式会社	△△	建設業	△人	不明	事業者が避難しており、ヒアリングできず	不明
...
...
【合計】 10者(うち〇者の被害額は不明)				× × 万円		

- ・被害額（建物、設備、商品等）の算定については、国が参考値として公開している情報等（※）を参考に、敦賀市が被害額を算定（推計）し取りまとめる。
- ・災害の状況等に応じて、各パターンの算定基準を組み合わせ算定することも想定している。

※被害額の算出方法の一例（水害の場合）

（出典）国土交通省 治水経済調査マニュアル（案）より

【建物被害額】＝ 浸水深別・勾配別被災建物延床面積 × 都道府県別家屋 1㎡当たり評価額
× 浸水深別・勾配別被害率

【事業所資産被害額】＝ 浸水深別・産業分類別被災事業所従業員数 ×
（産業分類別事業所従業員 1人当たり償却資産評価額 ×
浸水深別償却資産被害率 + 産業分類別事業所従業員 1人当たり
在庫資産評価額 × 浸水深別在庫資産被害率）

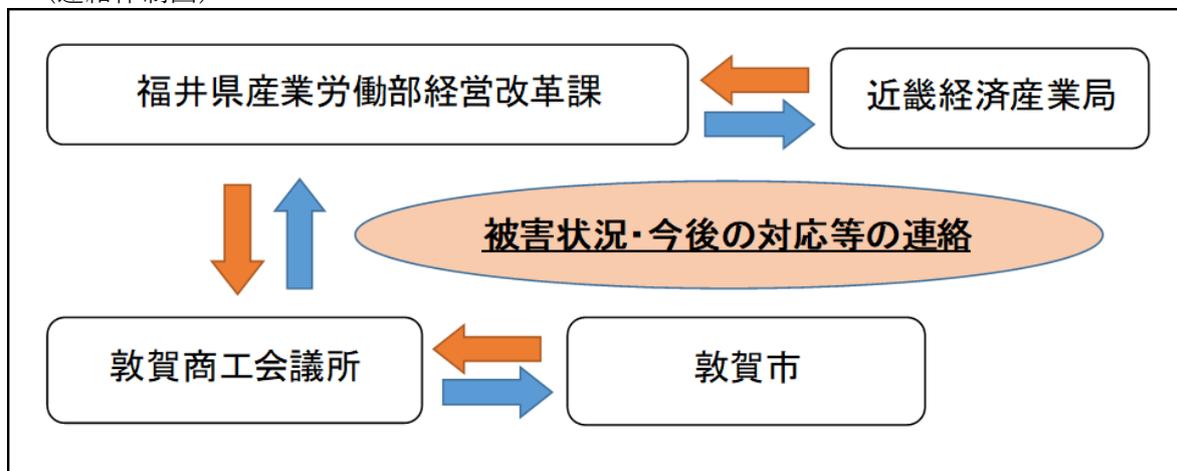
②福井県への報告方法

・敦賀商工会議所と敦賀市が共有した情報を整理し、下記様式を用いて敦賀商工会議所（中小企業相談所）が福井県（産業労働部 経営改革課）に報告する。

（様式）

実態調査票									
策定者： 電話番号：				メールアドレス：					
被害合計金額				被害額内訳					
事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※事業の再建に必要な額	土地 （堆積土砂 排除費・整 地費） （事業用資 産に限る）	建物 （事業用資 産に限る）	機械設備	商品、原材 料、仕掛品 等	被害状況 ※全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水、死傷者の有無、操業・物流への影響、運転資金等資金繰りへの影響など
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

（連絡体制図）



IV 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

①相談窓口の開設による支援（応急対策相談窓口）

- ・直ちに応急対策相談窓口（敦賀商工会議所）を開設し、市内事業者に対して応急対策支援にあたる。

- ・ 応急対策時に有効な被災事業者向け施策（国、福井県、敦賀市）の周知
- ・ 応急対策時に必要な資金調達支援（金融機関等との連携支援）
- ・ 事業者等の被害状況詳細を確認する為の調査継続

○支援内容

- ・相談窓口の場所については、敦賀商工会議所「事業継続計画」に基づき、安全性が確認・確保できた場所において開設する。
- ・具体的な支援内容や支援方法については、敦賀市と協議し被害状況を鑑みて決定する。
- ・激甚災害等の場合に、国や福井県から指示があった場合は、特別相談窓口を設置し、国・県等と連携をしながら支援を行う。

V 地区内小規模事業者に対する復旧・復興支援

①相談窓口の開設による支援（復旧・復興相談窓口）

- ・地域全体が甚大な被害により、復旧・復興支援が必要な場合には、敦賀市や関係機関と協議し、事業者の復旧・復興支援に向け、相談窓口を復旧・復興相談窓口に変更支援に当たる。

応急対策相談窓口 ⇒ **復旧・復興相談窓口**

- ・相談窓口の場所については、敦賀商工会議所「事業継続計画」に基づき、安全性が確認・確保できた場所において開設する。
- ・原子力災害リスク等により、地域内での相談窓口開設が困難な場合には、一旦地域外に拠点を移し、事態が収束した時点で協議を行い、拠点を再び敦賀市内に移す。

○地域外での拠点移転先

福井県商工会議所連合会や日本商工会議所への協力要請を行い、移転先を調整する。

○主な支援内容

- ・罹災証明の発行手続き（敦賀市）及び申請支援（敦賀商工会議所）
- ・特別融資枠の周知・利用促進（金融機関等との連携）
- ・被災地関連の補助金活用支援（申請書類等の作成支援 等）
- ・小規模企業共済（災害時貸付）の手続き支援
- ・必要物資の調達に関する支援

※当地域が災害救助法における適用地域として国の指定を受けた場合には、罹災支援や特別融資枠、補助金特別枠が設けられる等の支援措置が想定される為、国や福井県の方針のもと、復旧・復興支援の内容・方法を協議し支援を行う。

VI 被害規模が大きい場合の県内他地域との協力

- ・被害規模が激甚且つ広範囲である為、当支援職員だけでは対応が困難と判断した場合は、必要に応じて他地域の商工会議所からの支援人員の応援や、必要物資の供給等の協力要請を行う。
- ・県内他地域が被災し、福井県等から応援派遣等の要請があった場合は、可能な限り協力する。

<再掲>

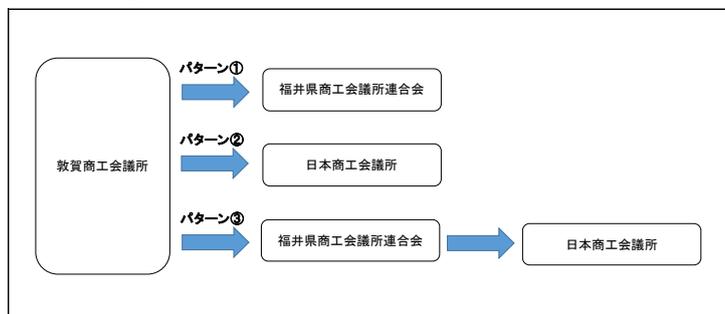
○敦賀市のみが被災した場合

福井県商工会議所連合会を通じて、県内他地域の商工会議所に支援人員応援の要請

○福井県全体が被災した場合

日本商工会議所を通じて、県外他地域の商工会議所に支援人員応援の要請

[協力要請の流れ]



※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

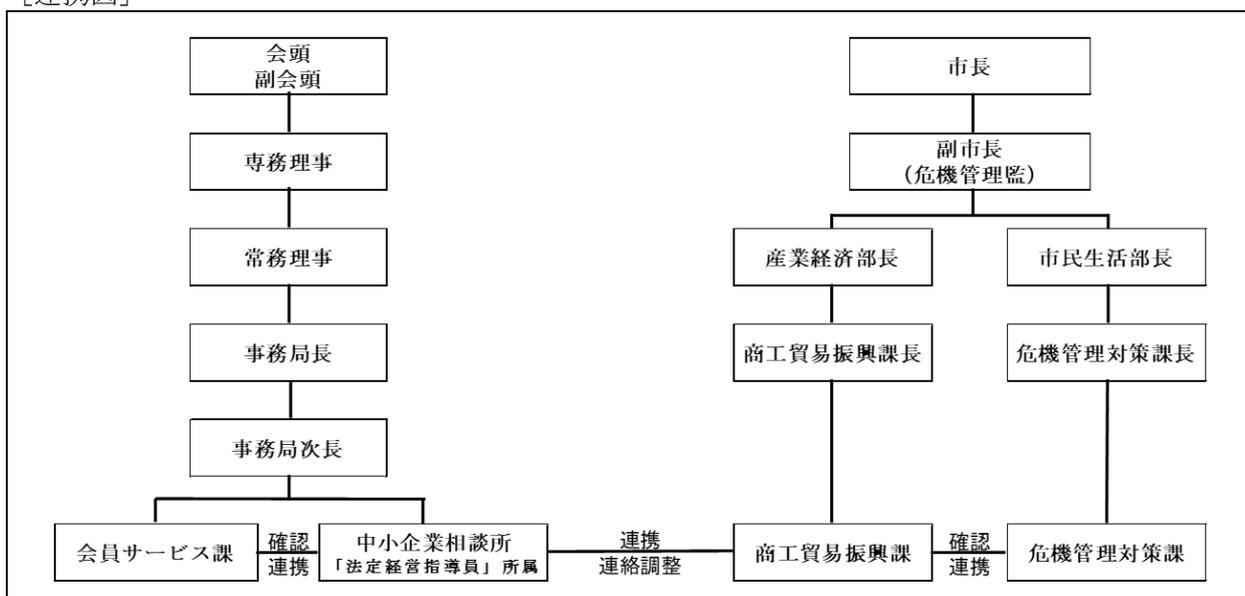
事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

(1) 実施体制

敦賀商工会議所と敦賀市は、下記連携図の通り、平時・緊急時における連携支援や情報共有を行う。

[連携図]



※災害規模等の状況に応じて、指示命令等の権限を上記順位に従い行使する

(2) 商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供および助言に係る実施体制

①当該経営指導員（法定経営指導員）の氏名、連絡先

(氏名) 伊藤祐一、川端宏昌の2名
(連絡先) 後述(3)①参照

②当該経営指導員（法定経営指導員）による情報の提供および助言（手段、頻度等）

- セミナー・相談会・巡回による事業継続力強化への取組みに関する情報提供
 - ・セミナー（年1回）や相談会（年1回）の開催、及び巡回による事業継続力強化に向けた取組み事例や必要性について普及啓発を行う。
- 「事業継続計画」や「事業継続力強化計画」策定に向けた事業者への指導・助言
 - ・計画を策定中（検討中）の事業者を巡回し、計画の進捗状況確認や、見直し等のフォローアップを行う。（1事業者につき年3回程度）
- リーフレット等の作製・配布による情報提供
 - ・市内ハザードマップや災害対策事例、事業継続力強化取組みの必要性などを掲載したリーフレットを作製（年1回）し、事業者に配布して情報提供を行う。

(3) 敦賀商工会議所、敦賀市連絡先

①敦賀商工会議所 中小企業相談所／会員サービス課

〒914-0063 福井県敦賀市神楽町 2-1-4
TEL:0770-22-2611 / FAX:0770-24-1311
E-mail: tcci_soudan@tsuruga.or.jp

②敦賀市 商工貿易振興課

〒914-8501 福井県敦賀市中央町 2-1-1
TEL:0770-22-8122 / FAX:0770-22-8184
E-mail: syoukou@ton21.ne.jp

③敦賀市 危機管理対策課

〒914-8501 福井県敦賀市中央町 2-1-1
TEL:0770-22-8166 / FAX:0770-21-8682
E-mail: kikikanri@ton21.ne.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	1,062	1,062	1,062	1,062	1,062
・セミナー・相談会開催費	750	750	750	750	750
・専門家派遣費	132	132	132	132	132
・調査費	130	130	130	130	130
・チラシ等作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
福井県補助金、敦賀市補助金、敦賀商工会議所事業費 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会または商工会議所および関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名または名称および住所 ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容

連携して事業を実施する者の役割

連携体制図等